

宅地建物取引主任者死亡等届出書について

(H22. 4)

次の提出理由に該当した場合、届出者は30日以内に宅地建物取引主任者死亡等届出書等を提出する必要があります。

提出部数：1部		
提出先：山梨県県土整備部建築住宅課宅建業担当 甲府市丸の内1-9-11 県民会館3階 ※郵送（簡易書留）可。		
提出の理由	届出者	提出書類
死亡した場合	相続人	①宅地建物取引主任者死亡等届出書 ②戸籍（除籍）謄本 死亡事実と届出人が相続人であることがわかるもの ③宅地建物取引主任者証…持っていた場合
破産者になった場合	本人	①宅地建物取引主任者死亡等届出書 ②裁判所の破産宣告の決定書の写し ③宅地建物取引主任者証…持っていた場合
所定の刑に処せられた場合 (法第18条第5号、第5号の2)	本人	①宅地建物取引主任者死亡等届出書 ②裁判所の判決書等の写し ③宅地建物取引主任者証…持っていた場合

問い合わせ・提出先

〒400-0031

甲府市丸の内1-9-11 県民会館3階

山梨県県土整備部建築住宅課宅建業担当

電話055-223-1730